

国鉄改革完遂！  
当たり前の労働運動  
を前進させよう！

J R 東海労に  
結集しよう！

J R  
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部  
静岡市葵区黒金町 68  
NTT 054-284-3608  
FAX 054-284-6365  
発行責任者 山本繁明  
2013年 8月 8日 No.4

# 「酒気帯びでつち上げ」報復処分撤回裁判控訴審 「一審判決取り消し」を許さないぞ！！

8月7日、報復処分撤回裁判控訴審で東京高裁は、原告（東京第二運輸所  
分会斉藤書記長）の請求を却下し、被告J R 東海会社の請求を認める判決を  
出しました。これは、一審で出された「減給処分は懲戒権の濫用にあたる」  
とし、斉藤さんに対する処分の無効と減給分の支払いを命じた判決を否定し、  
会社の不当な行為を肯定するという極めて許しがたい判決です。

新幹線関西地本で実現した組織拡大への報復といえる「酒気帯びをでっち  
上げて処分する」という会社の異常な労務管理と、これに追随するような司  
法の反動化を、私たちは絶対に認めるわけにはいきません。

現場では、異常な労務管理がセクハラやパワハラとしても立ち現れ、勇気  
ある労働者たちがこれを明らかにして職場を変えていこうと行動を起こして  
います。社員を退社や自殺へと追い込んだり、些細な事でボーナスカットす  
る社員管理・労務管理を行う会社はもはや病んでいると言わざるをえません。  
絶対に許すわけにはいきません。

**不当判決にひるむことなく、**

**職場からの闘いをさらに押し進めていこう！！**